諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和5年10月19日(令和5年(行情)諮問第924号)

答申日:令和7年11月12日(令和7年度(行情)答申第545号)

事件名:特定文書番号「防衛省訓令の制定について(通達)」の一部開示決定

に関する件

# 答 申 書

# 第1 審査会の結論

「防衛省訓令の制定について(通達) (防整計(事)第25号。令和3年3月15日)」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月22日付け防官文第11040号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき である。

(2) 不開示部分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示(部分不開示)の 範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁) と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」にな っているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(3)電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(4) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

#### 第3 諮問庁の説明の概要

#### 1 経緯

本件開示請求は、「防整計(事)第25号。」(以下「本件請求文書」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和5年5月22日付け防官文第11040号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書のうち、3枚目ないし12枚目のそれぞれ一部については、これを公にすることにより、情報本部の編制、態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が 生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文 書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文 書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたもので あり、その他の部分については開示している。
- (2)審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (3)審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、 本件対象文書は、紙媒体で管理している行政文書であり、電磁的記録を 保有していない。
- (4)審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」 としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法1 9条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。
- (5)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

# 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月14日 審議

④ 令和7年11月5日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

# 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示と する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、情報本部の組織・定員に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、情報本部の編制及び態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

### (第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑